

## 障がい者・児を取り巻く社会環境の変化及びニーズ調査結果等の概要について

## 1 近年の障がい者・児施策の動向等について

## (1) 「障害者自立支援法」から「障害者総合支援法」へ

- ・ 「障害者自立支援法」の施行（平成18年）  
⇒ 就労支援の強化や地域移行の推進を図ることを目指し、身体・知的・精神の3障がい一元化による福祉サービス体系を再編
- ・ 利用者負担の見直し（応益負担から応能負担）（平成19年）
- ・ 「障害者総合支援法」の施行（平成25年）  
⇒ 制度の谷間のない支援を提供するため、障がい者の定義に新たに難病等を追加し、障がい福祉サービスの対象とする。

## (2) 「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」一部改正法の施行（平成30年）

- ・ 法施行3年後の見直しがなされ、一人暮らしへの移行を希望する知的障がい者などの意思を尊重した地域生活を支援するため、定期的な巡回訪問や随時の対応をする「自立生活援助」や就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間にわたり支援する「就労定着支援」が新たに創設
- ・ 障がい児福祉計画の策定  
⇒ 児童福祉法に基づく障がい児通所支援などについて、サービスの提供体制を計画的に確保するため、都道府県及び市町村において障がい児福祉計画を策定する等の見直しを実施

## (3) 雇用・就業について

- ・ 「障害者雇用率」の改定（平成30年4月施行）  
⇒ 民間事業主については、2.2%  
国・地方公共団体等については、2.5%  
教育委員会については、2.4%  
※ 経過措置期間中のため、令和3年4月までに、それぞれ更に0.1%アップ
- ・ 「改正障害者雇用促進法」の施行（令和2年4月施行）  
⇒ 国等が率先して障がい者を雇用する責務の明確化や地方自治体における「障がい者活躍推進計画」作成の義務化のほか、障がい者雇用に関する優良な中小事業主に対する認定制度が創設された。

## (4) 文化・芸術について

- ・ 「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」の施行（平成30年6月）
- ・ 「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）」の施行（令和元年6月）

## (5) 就学前の障がい児の発達支援の無償化（令和元年10月）

3歳から5歳までの児童発達支援、医療型児童発達支援、福祉型障がい児入所施設、医療型障がい児入所施設、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援の利用者負担の無償化

## (6) 国の基本指針の一部改正について（令和2年5月）

「第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」において必要な障がい福祉サービス及び障がい児福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標を設定することが示されている。

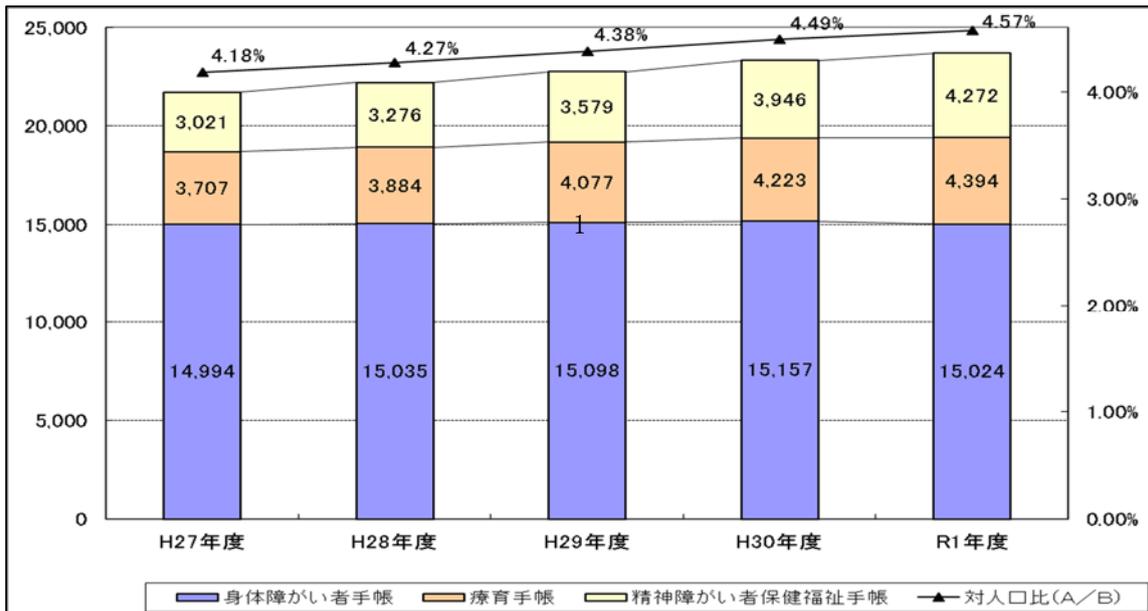
- ① 施設入所者の地域生活への移行
- ② 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ③ 地域生活支援拠点等の整備
- ④ 福祉施設から一般就労への移行（一部新規）
- ⑤ 障がい児支援の提供体制の整備（一部新規）
- ⑥ 相談支援体制の充実・強化等（新規）
- ⑦ 障がい福祉サービス等の質の向上（新規）

## 2 本市における状況

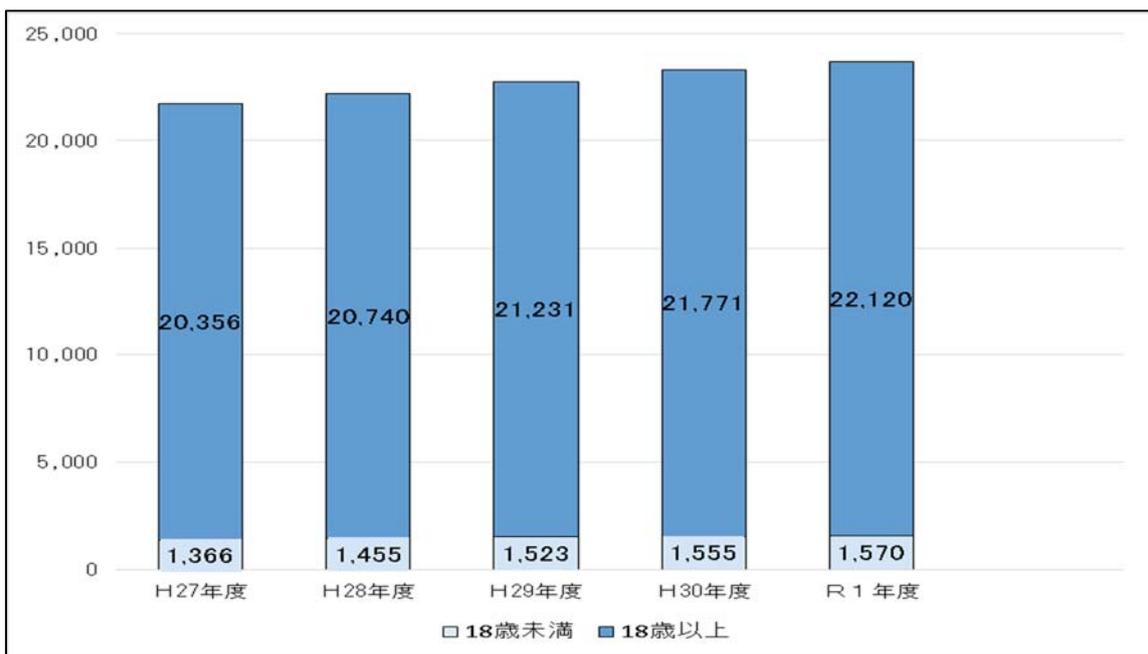
### (1) 人口と障がい者手帳所持者の状況

本市における障がい者手帳所持者は、23,690人と年々増加傾向にあり、特に、精神障がい者保健福祉手帳所持者の伸び率が高い傾向にある。また、障がい者手帳所持者の本市人口に占める割合は、令和2年3月31日で4.57%となっている。

〈障がい者手帳所持者の推移〉



〈障がい者・児別手帳所持者数の推移〉



## (2) 難病患者等の状況

難病の患者に対する医療費助成については、良質かつ適切な医療の確保を図ることを目的として、平成27年1月に難病法が施行され、現在、対象疾患は、333疾患に拡大され、年々受給者は増加している。

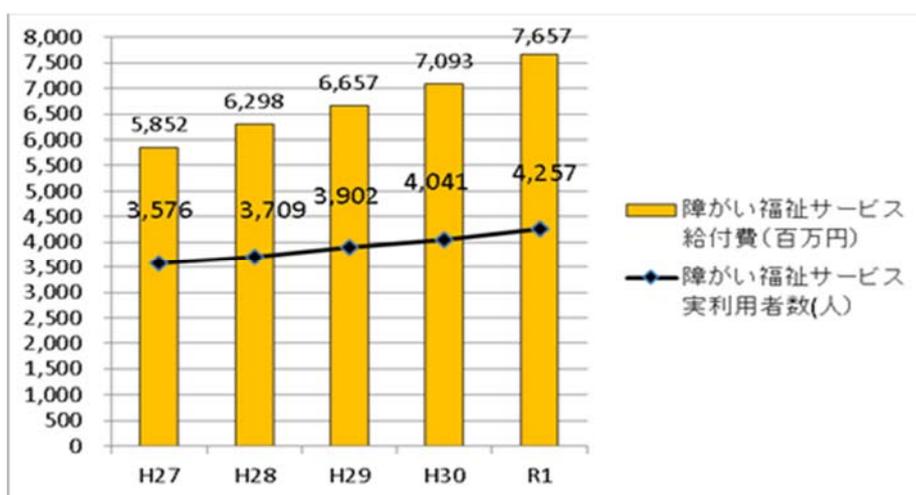
＜指定難病医療費助成事業の受給者数の推移＞

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
受給者数	3,211人	3,349人	3,605人

## (3) 障がい福祉サービス給付費及び利用者数

障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービスの利用に係る利用者数は年々増加傾向にあり、平成27年度から令和元年度では約20%増加し、令和元年度において4,257人となっている。

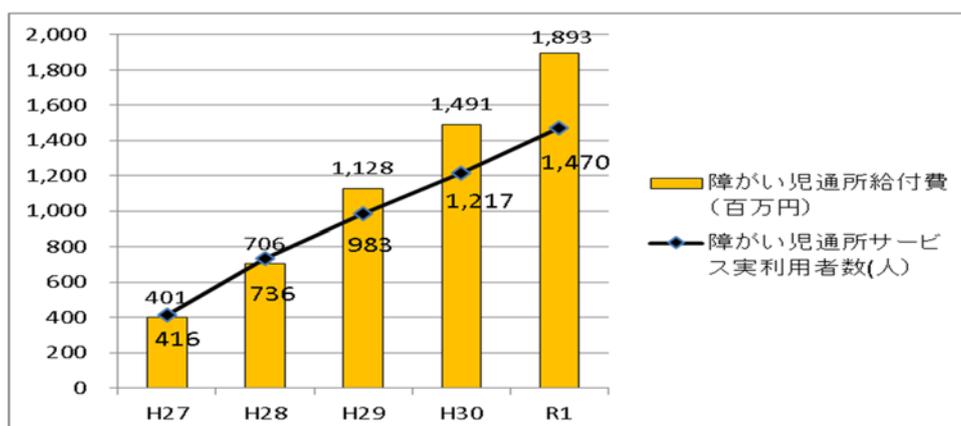
また、障がい福祉サービスの提供に係る経費も同様に増加傾向にあり、平成27年度から令和元年度では約30%増加し、令和元年度において約7.6億5千万円となっている。



## (4) 障がい児通所給付費及び利用者数

児童福祉法に基づく障がい児通所サービスの利用に係る利用者数は年々増加傾向にあり、平成27年度から令和元年度では約250%増加し、令和元年度において1,470人となっている。

また、障がい児通所サービスの提供に係る経費も同様に増加傾向にあり、平成27年度から令和元年度では、約370%増加し、令和元年度において約1.8億9千万円となっている。



### (5) 医療的ケア児の状況

令和2年3月に実施した栃木県の実態調査（20歳未満）では、本市の在宅医療的ケア児は68人で、うち人工呼吸器を装着している児は16人、たんの吸引は37人、経管栄養は42人です。年齢別では、0～6歳（就学前）が最も多く、47人（82.6%）となっております。

## 3 アンケート調査結果の概要について

### (1) 目的

「(仮称)第6期宇都宮市障がい福祉サービス計画・第2期宇都宮市障がい児福祉サービス計画」の策定にあたり、障がい者の生活実態や障がい児福祉サービス等の必要な量とその確保策等を検討する上での基礎資料とするため、アンケート調査を実施

### (2) 調査概要

#### ア 対象者

- 本市の障がい者手帳所持者（身体・知的・精神障がい）及び障がい福祉サービス・障がい児通所サービス等利用者のうち、男女別、年齢別に偏りがないよう層化無作為抽出した2,765人（うち18歳未満774人）
- 本市において障がい福祉サービス・障がい児通所サービス等（居宅介護、共同生活援助、就労継続支援、放課後等デイサービス、移動支援等）の提供を行っている200事業所

#### イ 調査期間

令和2年5月15日（金）～6月17日（水）

#### ウ 調査方法

郵送

#### エ 回収結果

##### 【個人】

発送数	回答数	回答率
2,765人	1,488人	53.8%

##### 【事業所】

発送数	回答数	回答率
200事業所	147事業所	73.5%

### (3) 調査結果

#### 利用者の回答結果

##### ア 介護者・今後の生活

- 主な介護者については、「父母・祖父母・兄弟」が47.6%と最も多く、次に「配偶者」が9.9%となっており、家族が介護をしている利用者は約6割である。また、年齢も「60歳以上」が38.1%を占めており、介護者の高齢化が見受けられる。

- ・ 今後希望する生活については、「今までと同じように暮らしたい」が56.7%と最も多く、「一人で暮らしたい」、「グループホームで暮らしたい」など地域で暮らしたいと回答した人は、合せて17.8%となっている。
- ・ 将来「グループホームで暮らしたい」と回答した人のうち、「将来、市内のグループホームに入居を検討」している人が82.8%となっており、グループホームの需要が高いことがうかがえる。
- ・ 地域移行や親なき後の備えのために必要な支援については、「必要な在宅サービスが適切に受けられること」が55.3%と最も多く、次に「経済的な負担の軽減」が53.0%となっている。

#### イ 就労

- ・ 就労支援で必要なことについては、「職場の障がい者への理解」が22.5%と最も多く、次に「あらゆる業種での障がい者の採用枠の拡大」が9.9%となっている。

#### ウ 相談等

- ・ 相談する時に困っていることについては、「特にない」が45.6%と最も多く、次に「相談先がわかりづらい」21.1%、「専門的な相談ができない」が12.6%となっている。
- ・ 日常生活や社会生活で困っていることについては、「将来の生活のこと」が42.8%と最も多く、次に「経済的なこと」が22.6%となっている。

#### エ 障がい福祉サービス・障がい児福祉サービス等

- ・ 利用者の満足度について、「満足」、「やや満足」と回答した人の割合が6割を超えているサービスは「居宅介護」、「就労継続支援（A型、B型）」、「相談支援（計画相談・地域移行支援・地域定着支援）」、「児童発達支援」、「放課後等デイサービス」、「医療型児童発達支援」、「日常生活用具給付事業」となっている。
- ・ 利用者の満足度について、「やや不満」、「不満」と回答した人の割合が3割を超えているサービスは「短期入所（ショートステイ）」のみとなっている。
- ・ 「児童発達支援」の不満の理由は、「利用できる施設が少ない」が63.6%と最も多く、次に「利用したいときに利用できない」が45.4%、「障がいの特性を理解した支援がない」が36.4%となっている。
- ・ 「放課後等デイサービス」の不満の理由は、「その他」が54.5%と最も多く、次に「利用したいときに利用できない」と「不満や要望を施設に言いづらい」がそれぞれ27.3%、「障害の特性を理解した支援がない」と「近くに使える施設がない」がそれぞれ22.7%となっている。
- ・ 「移動支援事業」の不満な理由は、「サービスの内容が限られている」が55.6%と最も多く、次に「事業所が少なく申し込んでも使えないことがある」が38.9%となっている。

【主なサービスの利用者満足度について（前回アンケート時との比較）】（単位：％）

サービス名称	平成29年度	令和2年度	増減
居宅介護	59.5	62.1	2.6
同行援護	51.4	52.7	1.3
行動援護	47.0	49.0	2.0
短期入所（ショートステイ）	40.0	39.2	△0.8
生活介護	56.1	59.1	3.0
施設入所支援	69.7	54.4	△15.3
共同生活援助（グループホーム）	57.3	55.5	△1.8
就労移行支援	52.3	53.1	0.8
就労継続支援（A型，B型）	49.7	60.3	10.6
就労定着支援		50.0	50.0
相談支援（計画相談等）	55.8	60.9	5.1
児童発達支援	61.1	75.5	14.4
放課後等デイサービス	65.5	77.1	11.6
医療型児童発達支援	25.0	77.8	52.8
保育所等訪問支援	37.5	50.0	12.5
移動支援事業	46.1	44.7	△1.4
日中一時支援事業	55.2	58.0	2.8
日常生活用具給付事業	52.8	63.6	10.8

#### オ 今後のサービスの充実

- ・ 「福祉に関する相談機能の充実」や「いつでも相談できる体制にしてほしい」など「相談機能の充実」が70.4％と最も多く、次に「家族などの急な体調不良など、緊急時に利用できる施設を充実してほしい」が45.6％となっている。

#### カ コロナ関連の意見（自由記述より）

- ・ コロナ禍における、障がいのある方に対する支援についての情報がほしい。
- ・ 新しい生活様式に沿った、障がい福祉サービスを提供していただけると有り難い。

### 事業所の回答結果

#### ア 事業運営・職員

- ・ 事業を運営する上での課題については、「職員の確保」が71.4％と最も多く、次に「職員の育成」が69.4％、「報酬単価の低さ」が40.1％となっている。
- ・ 職員の充足状況については、「やや不足している」が50.3％と最も多く、「非常に不足している」も8.2％となっており、約6割の事業所が職員不足と感じている。

#### イ 障がい福祉サービス・障がい児福祉サービス等

- ・ 利用ニーズが増えていると6割以上が回答しているサービスについては、「施設入所支援」、「共同生活援助（GH）」、「相談支援（計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援）」、「児童発達支援」、「放課後等デイサービス」となっている。

- ・ 利用ニーズが減っていると2割以上が回答しているサービスについては、「就労移行支援」、「日中一時支援事業（日中支援型）」、「日中一時支援事業（放課後支援型）」となっている。

#### ウ 地域生活への移行等

- ・ 地域移行に必要なことは、「地域住民の正しい理解や協力」が58.5%と最も多く、次に「地域の相談支援体制の充実」が51.0%となっている。
- ・ 介護者の高齢化により介護ができなくなることに備えるために必要なことは、「夜間の支援体制の充実（緊急時の対応、介護・医療的ケア等）」が50.3%と最も多く、次に「ショートステイの受け入れ体制の整備」が47.6%となっている。

#### エ 障がい児支援

- ・ 障がい児への支援に必要なことは、「個々の特性に応じた療育の充実」が61.2%と最も多く、次に「医療・保健・教育との連携強化、情報交換の場の設定」が57.1%、「障がいの早期発見、早期支援の充実」が55.1%となっている。
- ・ 医療的ケア児の受け入れ状況については、「受け入れていない」が64.6%と最も多く、次に「受け入れている」が9.5%となっている。

#### オ 就労

- ・ 一般就労に必要なことは、「企業・社会全体が支え合う仕組みづくり」が66.0%と最も多く、次に「障がい者雇用に対する企業の積極的な取り組み」が63.3%となっている。

#### カ コロナ関連の意見（自由記述より）

- ・ 感染予防や対策にこれまで以上に経費がかかっている。（消毒薬・防護具の整備等）

### 4 関係団体との意見交換会結果の概要について

#### (1) 目的

「(仮称)第6期宇都宮市障がい福祉サービス計画・第2期宇都宮市障がい児福祉サービス計画」策定にあたり、障がい児者の暮らしを支援する障がい福祉サービス・障がい児福祉サービス等の安定的な提供体制の確保を図るため、障がい者団体等との意見交換を実施

#### (2) 概要

##### ア 団体（7団体）

団体名	団体の構成員
宇都宮市障害者福祉会連合会	身体障がいのある方とその家族等
宇都宮精神保健福祉会	精神障がいのある方の家族等
NPO 法人宇都宮市知的障害者育成会	知的障がいのある方の家族等
栃木県障害施設・事業協会	障がい福祉サービス事業者等
栃木県難病団体連絡協議会	難病のある方等
宇都宮市自閉症児者親の会	自閉症、発達障がいのある子の親等
NPO 法人障害者福祉推進ネットちえのわ	知的障がい、発達障がい等のある子の親等

##### イ 実施期間

令和2年6月11日～6月30日

## ウ 実施方法

ヒアリングまたは書面による提出

### (3) 意見交換の結果（抜粋）

#### ア 障がい福祉サービスについて

- ・ 重度障がいのある方に対応できる短期入所やグループホームが少ない。
- ・ 短期入所の事業所が少なく、利用したいときに利用できない。
- ・ 移動支援について、施設から施設への移動にも利用できると良い。
- ・ 本人や親へのグループホームなど、親なき後への理解啓発を進めてほしい。

#### イ 就労について

- ・ ジョブコーチの充実が必要である。
- ・ 企業のトップだけではなく、障がいのある方を直接指導する職員に対して、障がいについての理解をお願いしたい。
- ・ 企業における障がい者への理解を広げるため、企業への研修が定期的に行われると良い。

#### ウ 相談支援について

- ・ 相談支援事業所の十分な数とスキルの向上が必要である。
- ・ 急に親が入院になったときなど、どこに相談したら良いかわからない。
- ・ サービス等利用計画は将来に向けて立てるべきであるが、現在はサービスを受けるためのだけに立てられている。
- ・ 緊急時対応のための土日・休日の支援がほしい。

#### エ 地域生活への移行について

- ・ 地域の理解やグループホームの充実が必要である。
- ・ 地域での生活を想定し、一定期間の生活体験ができる場が必要である。
- ・ 地域の人に障がいを理解してもらえる環境が必要である。

#### オ 今後の生活について

- ・ 親なき後に備え一人暮らしやグループホームの体験をしたいと思ってもできない状況である。
- ・ 本人、家族向けに、親なき後に備えるための早期準備の大切さや必要性を認識してもらえるようにすると良い。
- ・ グループホームに入所させたくても、費用の問題や保証人の確保等、課題がある。

#### カ 乳幼児期の支援について

- ・ 親の障がい理解の啓発が必要である。
- ・ 発達の仕方は個々により違うので、情報に振り回されないような支援が必要である。

#### キ 学齢期の支援について

- ・ 個々の障がい特性を見極め、将来を見据えた支援が必要である。
- ・ 放課後等デイサービスなど、学齢期の支援は整ってきている。

#### ク その他

- ・ 外見上、障がい分からない方に対する理解をお願いしたい。
- ・ 家族が新型コロナウイルスに感染した場合、誰が本人を介護するか考えておくべきである。